

NO	質問	回答
1	<p>2-13 相談又は苦情等に対する窓口の設置</p> <p>①地域包括支援センターに対する苦情 ②地域包括支援センターに寄せられる介護事業所等に対する苦情 ①、②のどちらの苦情なのかわかりにくいと思いました。</p>	<p>ここでの記載内容は、地域包括支援センターが対応した利用者等からの相談、苦情を指しています。そのため「①地域包括支援センターに対する苦情」になります。ご指摘の点を踏まえて、本文の「地域包括支援センターの苦情処理」を「地域包括支援センターに対する苦情処理」に修正します。</p> <p>なお、地域包括支援センターで受けた「②地域包括支援センターに寄せられる介護事業所等に対する苦情」については、介護事業所等の指定状況や内容に応じて、長野県介護支援課及び安曇野市高齢者介護課、長野県国民健康保険団体連合会へつなぎます。</p>
2	<p>3-2 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>安曇野市リビングウィルの普及啓発について、安曇野市リビングウィル（事前指示書）が作成されましたが、今後包括の活用によっては、改善点等があれば事前指示書の変更もあるのでしょうか。</p>	<p>安曇野市リビングウィルについては、令和8年1月より、高齢者介護課の窓口、各地域包括支援センターで配布をしています。課題等については、毎月の包括定例会で確認をしています。今後も運用状況を確認しつつ、安曇野市在宅医療連携推進協議会にて、必要に応じて見直しをしていきます。</p>